

設計業務委託特記仕様書

I 業務概要等

1. 業務名称 川口総合文化センター大規模改修基本設計等委託

2. 履行期間 契約日から令和5年 2月 28日まで

3. 業務概要 川口総合文化センターは竣工から30年以上を経過した現在においても多くの利用者があり、川口市の文化芸術の拠点施設として認知度が高い。当該施設を今後も有効活用するべく、施設の経年劣化や設備の機能劣化を改善するための大規模修繕を実施する。
又、川口駅西口における文化施設のさらなる集積のため川口駅西口地下公共駐車場部分への美術館建設に必要な業務を行う。

4. 適用

本特記仕様書に記載されていない事項は、「川口市建築設計業務委託共通仕様書」による。
本特記仕様書に記載された特記事項については、「□」印、「※」印及び「■」印の付いた項目については、「■」印が付いたものを適用する。「■」印の付かない場合は「※」印を適用する。「■」印と「☒」印が付いた場合は共に適用する。

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 所在地 川口市川口3丁目188-151、152
- b. 敷地面積 リア：6,999.97㎡ 川口駅西口地下公共駐車場：6,595.81㎡
- c. 用途地域 商業地域
- d. 防火地域 ■防火 □準防火 □指定なし
- e. 地域地区等 ①川口総合文化センター
高度利用地区、首都圏整備法の既成市街地、駐車場整備地区
②駐車場
都市計画公園、首都圏整備法の既成市街地、駐車場整備地区

(2) 施設の条件

- a. 施設名称 川口総合文化センター 川口駅西口地下公共駐車場
- b. 施設用途 総合文化センター 駐車場（上部 都市公園）

(3)-1 川口総合文化センター大規模改修建築物の条件

- a. 棟名称 ①タワー棟 ②ホール棟
- b. 建築物用途 ①事務所、スタジオ、テナント
②展示ホール、メインホール、音楽ホール
- c. 面積 延べ床面積：35,875㎡
- d. 構造、階数 S造、地上14階・地下2階・塔屋1階

e. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 _____

(3)-2 美術館建設の基本計画・基本設計条件

- a. 棟名称 美術館
b. 建築物用途 美術館
(平成31年国土交通省告示第98号別添二第12号第2類)
c. 面積 延べ床面積：4,300 m²程度
d. 構造、階数 未定
e. 耐震安全性の分類
構造体 Ⅱ類
建築非構造部材 B類
建築設備 乙類
f. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 _____

(4) 計画の条件

- a. 設計方針 以下について特に配慮した計画とすること。
([] 内の数字は優先順位を示す。)
コスト縮減 [3]、工期の短縮 [1]
工事中の施設運営 [2]、メンテナンスの容易性 [6]、
デザイン性 [5]、施設同士の関連性 [4]

川口総合文化センター大規模改修

- ① 音響空間、設備の向上 ② 特定天井改修 ③ レイアウト変更

美術館建設

- ① 川口駅西口地下公共駐車場の上部の公園に計画
② 地下駐車場への影響に応じた改修（地下駐車場の大規模改修は行わない）
③ ペDESTリアンデッキとの接続

- b. 目標工事費 約 15,000,000,000 円（税込み） 以下
c. 予定工期 実施設計 : 令和5年4月から令和6年 3月まで (予定)
改修・新築工事：令和6年4月から令和7年12月まで (予定)

(5) 同施設関連の別発注業務

※無し

有り（業務名称 _____）

(6) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- 川口総合文化センター改修計画書（別紙2）
川口市美術館建設基本計画（別紙3）

II 業務仕様

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計に関する標準業務

業務内容 (新築工事の設計業務は、平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項に掲げるもの)		業務分野					
		総合	構造	設備			
				電気	給排水衛生	空調換気	昇降機等
新築工事の設計業務	(1)(i)条件整理	■	■	■	■	■	■
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	■	■	■	■	■	■
	(2)(i)法令上の諸条件の調査	■	■	■	■	■	■
	(2)(ii)計画通知関係機関打合せ	■	■	■	■	■	■
	(3)インフラ状況調査、関係機関打合せ	■	■	■	■	■	■
	(4)(i)総合検討	■	■	■	■	■	■
	(4)(ii)設計方針策定及び発注者説明	■	■	■	■	■	■
改修工事の設計業務	(5)基本設計図書の作成	■	■	■	■	■	■
	(6)概算工事費の検討	■	■	■	■	■	■
	(7)基本設計内容の発注者への説明等	■	■	■	■	■	■
	(1)(i)条件整理	■	■	■	■	■	■
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	■	■	■	■	■	■
	(2)法令上の諸条件の調査	■	■	■	■	■	■
	(3)インフラ状況調査、関係機関打合せ	■	■	■	■	■	■
改修工事の設計業務	(4)(i)総合検討	■	■	■	■	■	■
	(4)(ii)設計方針策定及び発注者説明	■	■	■	■	■	■
	(5)基本設計図書の作成	■	■	■	■	■	■
	(6)概算工事費の検討	■	■	■	■	■	■
改修工事の設計業務	(7)基本設計内容の発注者への説明等	■	■	■	■	■	■

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 透視図の作成 種類： 鳥瞰、外観、内観 判の大きさ： A2判
額の有無： 有り 無し 枚数 鳥瞰1 外観2 内観2
- 工期検討資料（概略工事工程表及び根拠資料）の作成
- 既存建築物のCAD図面の作成 既存紙図面： 有り 無し
(川口総合文化センター) 作図対象： 改修対象箇所
改修後の各階平面図
立面図
その他監督員と協議すること
- 既存施設の詳細調査及び報告書 調査対象： 必要が生じた場合に限る
作成（改修設計に係るもの）
- 美術館並びに地下駐車場の基本計画及び基本計画書作成業務。

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 施設の計画にあたっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における災害（浸水、土砂災害、地震等）を考慮し、室や機器の位置、構造等を決定する。
- d. 材料や工法等の選定にあたっては、維持管理費用を含めた比較を行う。
- e. 工期検討にあたっては、(一社)日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」や同種の施工実績等を考慮する。
- f. 改修工事について、対象部分の建材についてアスベスト分析調査の必要がある。分析調査については発注者で行うため、対象建材のリスト作成については受注者にて行い発注者へ提出すること。
- g. 設計にあたっては、埼玉県産建設資材及び川口市産品の積極的な利用の検討を行う。
- h. 実施設計費用及び概算工事費用の提出は、9月中旬に提出すること。
- i. リリア大規模改修工事における、川口総合文化センター改修計画書の精査改修工事ステップ計画図の作成を基本設計図書に綴ること。
- j. 美術館等基本計画書を作成のち監督員の承諾を得てから、基本設計業務に着手すること。

(2) 適用基準等

別紙1に掲げる技術基準等を適用する。なお、新たな版が出た場合、基準間に相違がある場合又は当該基準等によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

(3) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への業務カルテ登録）

※業務実績情報を登録しない

業務実績情報を登録する

(4) 業務計画書

業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、図面の完成予定時期、概算工事費の算定予定時期等を記載する。

(5) 管理技術者の資格要件

※次のいずれかの資格を有する者

■一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項）

■建築設備士（建築士法第2条第5項）

■設備設計一級建築士（建築士法第10条の3第4項）

入札公告による

_____による

(6) 貸与品等

貸与品等	製本等/ 電子データ	摘要
■適用基準等のうち、貸与するもの ■既存建築物設計図書一式 □既存工作物設計図書一式 ■既存敷地調査資料（柱状図） ■アスベスト調査報告書	製本等 製本等 製本等	川口総合文化センター 地下駐車場 地下駐車場 川口総合文化センター
貸与場所	川口市鳩ヶ谷庁舎 3階 自治振興課、	貸与時期 契約締結後
返却場所	川口市鳩ヶ谷庁舎 3階 自治振興課、	返却時期 業務完了後

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. 施設管理者に確認すべき事項が生じた時
- d. _____

(8) 成果物等の情報の適正な管理

- a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。
なお、発注者は措置の実施状況について報告を求められることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求められるものとする。
成果物等とは、
ア. 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
イ. その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
(a) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
(b) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
(c) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、(6)により監督員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
(d) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されたとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- c. 上記 a 及び b の規定は、契約終了後も対象とする。
- d. 上記 a、b 及び c の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

a. 指定部分の範囲

□指定部分の履行期限 令和 年 月 日

b. 成果物の提出場所 川口市鳩ヶ谷庁舎3階 自治振興課

c. 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(a) 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(b) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

ア. 写真を公表すること。

イ. 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

e. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(a) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(b) (a)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(c) (a)及び(b)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

(d) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計（**改修工事 新築工事は別々とする**）

成果物等	標準縮尺	紙出力	部数
a. 建築（総合） 建築（総合）基本設計図書 ■計画説明書 ■仕様概要書 ■仕上概要表、ステップ図（改修） ■面積表及び求積図 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図（各階） ■断面図 ■立面図（各面） ■工事費概算書 ■仮設計画概要書	適宜	建築・構造・電気・設備 を1冊にまとめること。 A2 又は A3（原図） 各1部 製本は原図サイズによる A3 製本（A2→A3 折） 各5部 又は A4 製本（A3→A4 折） 各5部 <u>注：各とは改修工事、新築工事</u>	
b. 建築（構造） 建築（構造）基本設計図書 ■構造計画説明書 ■構造設計概要書 ■工事費概算書	適宜		
c. 電気設備 電気設備基本設計図書 ■電気設備計画説明書 ■電気設備設計概要書 ■工事費概算書	適宜		
d. 給排水衛生設備 給排水衛生設備基本設計図書 ■給排水衛生設備計画説明書 ■給排水衛生設備設計概要書 ■工事費概算書	適宜		
e. 空調換気設備 空調換気設備基本設計図書 ■空調換気設備計画説明書 ■空調換気設備設計概要書 ■工事費概算書	適宜		
f. 昇降機設備等 昇降機設備等基本設計図書 ■昇降機設備等計画説明書 ■昇降機設備等設計概要書 ■工事費概算書	適宜		
g. その他 ■透視図 ■各種技術資料 ■記録 ■美術館等基本計画書	適宜		

(3)成果物に係る一般事項

- a. 設計図は、適宜追加してもよい。また、建築（構造）の成果物は、建築（総合）の成果物に含めることができる。
- b. 設計図には、発注者が使用する決裁欄を設け、押印欄には氏名（姓のみ）を記載すること。欄の数、記載内容、及び記載時期は、監督員との協議による。
- c. 成果物は、各成果物の電子データを格納したCD-R等での納品とし、提出部数は2部とする。また、紙出力が指定されている成果物は、CD-R等及び電子データを出力した紙を納品する。なお、電子データの無い成果物の納品方法は、監督員との協議による。
- d. CADデータの形式は、以下のいずれかとする。
正常に表示及び印刷できるか確認した後に提出すること。

CADデータの形式	■dwg・■dxf・■pdf・□_____
-----------	-----------------------

- e. 用紙の大きさが指定されていない成果物の大きさは、監督員との協議による。

別紙1 適用基準等（〈国〉：国土交通省、〈文〉：文部科学省、〈県〉：埼玉県、〈他〉：その他）

a. 共通

- | | |
|--|-----------------------|
| | （ 年版等 ） |
| ■〈国〉 <u>官庁施設の基本的性能基準</u> | （令和 2 年 3 月） |
| ■〈国〉 <u>官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン</u> | （平成 27 年 3 月） |
| ■〈国〉 <u>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準</u> | （平成 25 年 3 月） |
| ■〈国〉 <u>官庁施設の総合耐震診断・改修基準</u> | （平成 8 年） |
| □〈文〉 <u>学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック</u> | （平成27年3月改訂、平成31年3月追補） |
| ■〈国〉 <u>官庁施設の防犯に関する基準</u> | （平成 21 年 6 月） |
| ■〈国〉 <u>官庁施設の環境保全性基準</u> | （令和 3 年 3 月） |
| ■〈県〉 <u>埼玉県環境配慮方針</u> | （平成 31 年 4 月） |
| ■〈県〉 <u>埼玉県グリーン調達推進方針</u> | （令和 3 年度） |
| ■〈国〉 <u>官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準</u> | （平成 1 8 年） |
| ■〈県〉 <u>埼玉県福祉のまちづくり条例</u> | （平成 16 年 3 月） |
| ■〈県〉 <u>埼玉県公共事業景観形成指針</u> | （平成 25 年 4 月） |
| □〈国〉 <u>木造計画・設計基準</u> | （平成 2 9 年） |
| □〈国〉 <u>木造計画・設計基準の資料</u> | （平成 2 9 年） |
| □〈県〉 <u>県有施設の木造化・木質化等に関する指針</u> | （平成 31 年 3 月） |
| □〈国〉 <u>評価方法基準（住宅の性能に関する評価の方法の基準）</u> | （令和 3 年 12 月） |
| □〈国〉 <u>公営住宅等整備基準</u> | （平成 24 年 4 月） |
| □〈国〉 <u>公共住宅建設工事共通仕様書</u> | （令和 元 年） |
| □〈国〉 <u>公共住宅標準詳細設計図集</u> | （第 4 版） |
| □〈国〉 <u>高齢者が居住する住宅の設計に係る指針</u> | （平成 2 1 年） |
| □〈県〉 <u>埼玉県県営住宅条例</u> | （令和元年 12 月） |
| ■〈県〉 <u>建設工事に伴う騒音振動対策技術指針</u> | （平成 29 年 4 月） |
| □〈国〉 <u>建築物解体工事共通仕様書</u> | （平成 3 1 年） |
| ■〈県〉 <u>彩の国建設リサイクル実施指針</u> | （平成 14 年 3 月） |
| ■〈県〉 <u>建設副産物の手引き</u> | （令和 4 年 4 月） |
| □〈県〉 <u>石綿飛散防止対策マニュアル</u> | （改訂中） |
| ■〈国〉 <u>建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル</u> | （令和 3 年 3 月） |
| □〈国〉 <u>公共建築工事標準単価積算基準</u> | （令和 3 年） |
| □〈国〉 <u>営繕工事積算チェックマニュアル</u> | （平成 29 年 4 月） |
| □〈県〉 <u>埼玉県建築工事積算基準</u> | （平成 29 年 4 月） |
| □〈県〉 <u>埼玉県建築工事共通費積算基準</u> | （平成 19 年 12 月） |
| □〈県〉 <u>埼玉県電子納品運用ガイドライン</u> | （平成 3 0 年） |
| □〈国〉 <u>官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン</u> | （平成 3 0 年） |
| □〈国〉 <u>BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）</u> | （平成 23 年 4 月） |
| □〈県〉 <u>設計の点検実施要領</u> | |

b. 建築

- | | |
|-------------------------|------------|
| | （ 年版等 ） |
| ■〈国〉 <u>建築設計基準</u> | （令和 元 年） |
| ■〈国〉 <u>建築設計基準の資料</u> | （令和 元 年） |
| ■〈国〉 <u>建築構造設計基準</u> | （令和 3 年） |
| ■〈国〉 <u>建築構造設計基準の資料</u> | （令和 3 年） |
| ■〈国〉 <u>構内舗装・排水設計基準</u> | （平成 2 7 年） |

- <国>構内舗装・排水設計基準の資料 (平成 27 年)
- <国>建築工事設計図書作成基準 (令和 2 年)
- <国>建築工事設計図書作成基準の資料 (令和 2 年)
- <国>建築工事標準詳細図 (平成 28 年)
- <国>敷地調査共通仕様書 (令和 3 年)
- <県>埼玉県建築工事特別共通仕様書 (令和 2 年)
- <国>建築工事監理指針 (令和元年)
- <国>建築改修工事監理指針 (令和元年)
- c. 建築積算 (年版等)
 - <国>公共建築数量積算基準 (平成 29 年)
 - <国>公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) (平成 30 年)
 - <国>公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (令和 3 年)
 - <国>公共住宅建築工事積算基準 (令和元年)
- d. 設備 (年版等)
 - <国>建築設備計画基準 (令和 3 年)
 - <国>建築設備設計基準 (令和 3 年)
 - <国>建築設備工事設計図書作成基準 (令和 3 年)
 - <国>雨水利用・排水再利用設備計画基準 (平成 28 年)
 - <国>公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (平成 31 年)
 - <国>公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (平成 31 年)
 - <県>埼玉県電気設備工事特別共通仕様書 (令和 2 年)
 - <県>埼玉県機械設備工事特別共通仕様書 (令和 2 年)
 - <国>電気設備工事監理指針 (令和元年)
 - <国>機械設備工事監理指針 (令和元年)
 - <他>建築設備耐震設計・施工指針 ((一財)日本建築センター) (2014 年)
 - <他>建築設備設計計算書作成の手引 ((一社)公共建築協会) (令和 3 年)
 - <国>空気調和システムのライフサイクルエネルギー・マネジメントガイドライン (平成 22 年度)
 - <県>設備設計の留意事項 (埼玉県都市整備部設備課) (令和 4 年 4 月)
 - <他>給排水衛生設備規準 ((公財) 空気調和・衛生工学会) (2019 年)
 - <他>劇場等演出空間電気設備指針 2014 ((一社) 電気設備学会) (2014 年)
- e. 設備積算 (年版等)
 - <国>公共建築設備数量積算基準 (平成 29 年)
 - <国>公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (平成 30 年)
 - <国>公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (令和 3 年)
 - <国>公共住宅電気設備工事積算基準 (令和元年)
 - <国>公共住宅機械設備工事積算基準 (令和元年)